

図書館「ピックス」

「子どもの読書週間」

4月23日(水)から5月12日(月)まで「子どもの読書週間」です。図書館では、子どもたちに本に親しんでもらえるよう行事を行います。



●OVO上映会

- ▼期 日 4月27日(日)
- ▼時 間 午後2時～3時
- ▼場 所 多目的ルーム
- ▼対 象 乳幼児と保護者
- ▼その他 事前申し込み不要

●大きなおはなし会

「たんぼぼの会」による大型絵本や紙芝居、パネルシアター等の上演会です。

- ▼期 日 5月10日(土)
- ▼時 間 午後2時～3時
- ▼場 所 多目的ルーム
- ▼対 象 幼児・児童と保護者
- ▼その他 事前申し込み不要

●リンクエストの受け付けを開始します

読みたい本が図書館にない場合に、購入を検討したり、ほかの図書館から借りるなど、皆さんの希望にできる限り応えていきます。

▼対 象 村内在住または在勤

毎月の連載コーナー「図書館「ピックス」の掲載は、今月で終わります。

今後の村立図書館に関する各種「案内等は、その都度、「広報とっかい」でもお知らせしますが、詳しくは、村立図書館と「コミュニティセンター」に備え付けの「としよかんだより」をご覧ください。

・在学の方

▼その他 リンクエストした資料は予約資料(一人10冊まで)として数えます。

▼申し込み 図書館に備え付けの用紙に必要事項を記入の上、図書館カウンターまたは案内へ申し込みください。

●郷土関係資料を紹介しします

図書館では郷土に関する資料を収集しています。東海村関係の資料は「M」、茨城県関係の資料は「L」の棚にありますので、ぜひご覧ください。

●『河畔萌黄』(佐久間致彦著)／美研インターナショナル…東海村在住の著者による画集(英語解説付き)。「コミュニティセンター」などにも置いてあります。

●『やうやう』(永作博美著)／リトルモア…茨城県出身の女優である著者の、10年にわたる心のかけらがちりばめられた初の著書です。

【たんぼぼの会】によるおはなし会 毎週土曜日(第5土曜日を除く)の午後2時から3時まで、おはなしコーナーで絵本の読み聞かせ・手遊びなどを行います。※5月10日(土)は、大きなおはなし会のため、お休みします。

休館日 4月14日(月)・21日(月)・28日(月)～30日(水)、5月3日(土)～6日(火)・12日(月)

問合せ 村立図書館 ☎282-3435



「学生納付特例制度」と、国民年金 だより 離婚時の「厚生年金の分割制度」の活用

学生は、「学生納付特例制度」の活用で、保険料を後払い(猶予)できます。

国民年金は、20歳から加入し保険料を納めることが義務付けられていますが、学生(本人の所得が一定以下)については、「学生納付特例制度」の申請を行い承認されることで、保険料の納付を先送りすることができます。なお、承認期間中の保険料は、10年以内に追納(3年経過後の追納は加算金がかかります)ので、将来受け取る年金額を減らさないためにも、この制度を有効活用するようにしましょう。

■申請方法 住民登録のある市区町村へ「年金手帳」や在学証明書など必要書類等を提出します。

■その他 ①承認期間は、老齢基礎年金の受給資格期間(25年以上)に含まれますが、額の計算期間には含まれません。②承認期間中に本人に不慮の事態(死亡・障害など)が生じた場合は、障害基礎年金を受給できます。

■問合せ 福祉部保健年金課 国民年金担当 ☎282局1711 内線11333

平成20年4月以降に離婚時の「厚生年金の分割制度」が改正(右表参照)

「厚生年金の(第3号被保険者に係る)分割制度」とは、離婚等をした当事者(夫婦)間の合意や裁判手続きによる案分割合にかかわらず、一方からの請求で婚姻期間等における保険料納付記録を分割できる制度のこと——この一部が4月1日に改正されたことで、それ以前と以降に離婚等をした場合の当事者間の合意の有無その他の要件が改められました。

	平成19年4月1日以降に離婚	平成20年4月1日以降に離婚
当事者の合意	必要	不要
分割の理由	離婚など	離婚または配偶者の所在が長期にわたって不明など
分割の対象期間	婚姻期間	平成20年4月1日以降の婚姻期間
分割の割合	上限2分の1	2分の1
請求期限	離婚成立後2年以内	無期限

■問合せ 水戸北社会保険事務所 ☎231局2251